

平成 29 年度第 2 回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成 29 年 10 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から午後 3 時 5 分
- 2 開催場所 市役所本庁舎 3 階 会議室 301
- 3 出席者 岡東会長、松山副会長、山崎委員、中村委員、久保委員、伊藤委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 行政経営改革課 岡田課長、高山副主幹、元田主査補
- 6 傍聴者 0 人
- 7 議題 議題 1 白井市障害者支援センター指定管理の候補者の選定結果（答申案）
の決定について
議題 2 指定管理者選審査会からの提言（案）について

8 議 事

●事務局

それでは、改めまして、平成 29 年度第 2 回白井市指定管理者選定審査会を開催します。開会に当たり、会長からご挨拶をお願いします。

●会長

どうも、皆様こんにちは。山崎委員と事務局からご提案があり、先ほど現地視察として、障害者支援センターを見学させていただきました。審査の決定に当たり、大変参考になったと思います。

個人的な印象としては、学校の延長線上なのでしょうね。比較をするのが適切かどうかはわかりませんが、いわゆる特養や老人介護施設に比べると、利用者が皆さん明るいですね。

また、職場としても働きやすいのではないかなど、そんな感覚を持ちました。毎日毎日、ああいう努力をしておられる姿を見て、本当に頭が下がる思いをいたしました。それが先ほどの見学の印象でございます。

それでは、今年度の 2 回目の審査会を開催させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の議題は 2 点あります。1 つ目は、先ほど見学しました白井市障害者支援センター指定管理者の候補者の選定結果（答申案）の決定についてと、2 番目は、指定管理者選定審査会の提言（案）についてです。

それでは、議題 1 から始めてよろしいでしょうか。事務局からご説明ください。

●事務局

はい。それでは、事務局から説明をさせていただきます。

本日、議題 1 として資料 1、議題 2 として資料 2 を配付させていただいているところで

議題1については、白井市障害者支援センター指定管理者の候補者の選定結果(答申案)の決定として、前回の審査会で行いました選定の結果の答申の案について、皆様でご議論いただきまして、決定をしていただきたいと思いますと考えています。

資料1をごらんください。

資料1の1ページ目については、答申文です。2ページ目については、皆さんの5名の委員さんで決定していただきました点数を記載しております。

3ページ目については、総評価点数とその点数の内訳、また、主な選定理由として3つ挙げております。

選定理由の1点目が、白井市障害者支援センターの指定管理者として、7年間の安定した実績と、法人の財務状況が非常に安定していることを挙げています。

2点目については、社会福祉法人に移行して、公益性を高めたことで、職員の新規採用や事業のさらなる安定化を図れたことで、事業の継続性が高くなったということを2点目に挙げています。

3点目が、利用者のニーズを踏まえたきめ細やかなサービスを実践するとともに、若い経営者と従業員が中心となって事業を拡大しながら、さまざまな切り口で白井市内における障害者福祉に対して意欲的に活動していることを挙げています。

前回の審議会でご議論いただいた内容では、4点でしたが、その内容をまとめて3点とさせていただいたところです。

評価結果については、前回審査会で確認しました皆様の点数と同じものとなっています。

今回、議題1として、主な選定理由について、この内容でよろしいのか、この内容に加えることがないのかということについて、ご議論いただければと思います。よろしく願いいたします。

●会長

ただいま事務局からご説明がありましたように、選定理由について、各委員から、何か変更した方がよいのではないかとこの点がございましたら、加えるかどうかも含めていろいろとご議論をいただきたいと思います。

特にこちらから指名しませんので、どうぞ自由に発言していただきたいと思います。

社会福祉法人フラットに来年4月から今後5年間お任せするというので、特にご異議、ご意見ございませんでしょうか。これでよろしいでしょうか。

●委員

はい。いいと思います。視察も受けて、より中身が確認できました。

●会長

なるほど。特に変更する点はない。

それでは、この主な選定理由は、これをそのまま採用するというので、よろしいでしょうか。

点数もバランスとして良いところですね。あと5年間やると、点数がどういうふうに変わるかわかりませんが、ひょっとしたら、もう少し上がるかもしれませんね。705点満点のうち、541点ですから、極端に変な点数ではないなという感じはします。

それでは、議題1につきましては、委員全員が同意をしたということでよろしいですね。

それでは、議題の2番目ですね。議題の2番目につきまして、事務局が用意してくれました、指定管理者選定審査会からの提言（案）についてという内容がございますので、改めて目を通していただきまして、これをどうするか。これをそのまま出すか、あるいは、提言自体いらぬという結論もあるかと思っておりますので、とりあえず一読していただきたいと思っております。

●委員

よろしいですか。これについては、私がたたき台を事務局に提出しまして、事務局でまとめていただき資料となったものです。指定管理者に対して、今年度から社会保険労務士の労働条件審査を開始したということですので、社会保険労務士の立場としては、一旦審査を受けたからといって、それで終わりということではなくて、労働法制も毎年、改正が結構あるので、その辺も含めて、フォローアップと効果の検証が、継続的に必要ではないかというふうに考えまして、こういった提言をさせていただきました。

●委員

少しお聞きしてよろしいですか。この7行目、今年度に審査を受けた指定管理者に聞き取りやアンケート調査を行うということは、これは指定管理者の従業員に対して行うということでしょうか。

●委員

従業員と、あとは会社自体というか、実際に運営されている責任者を考えています。

●委員

団体の代表者にアンケートを行うということですか。

●委員

従業員も含めてということですか。労働条件審査の中でも、従業員へのモニタリングというか、面接をすることで、実際に社員がどのように感じているかどうか、その辺についても聞き取りとかをさせていただいています。

●委員

では、この指定管理者というのは、この表現でよろしいのですか。

●事務局

今回、委員からご提案いただいた内容は2つありまして、その内容をもとに事務局で作文しておりますので、事務局からお答えさせていただきます。

いただいた内容の1点目が、指定管理者の聞き取りアンケート調査です。委員が先ほどおっしゃった部分ですけれど、実際に労働条件審査を受けた人に話を聞くことで、労働条

件の審査について改善を図るべきというものです。

2点目は、フォローアップを徹底するということでした。文章は、事務局で作成しているので、内容としてわかりづらい点については、事務局で修正いたします。

●委員

私は、指定管理者の代表者に聞くのか、それとも従業員の方に、改善されましたかというアンケートをやっているのかで、表現が異なると思い伺わせていただきました。

●委員

私は、両方というふうにイメージしています。

●委員

では、指定管理者という表現が良いと思います。

●事務局

事務局からの質問なのですが、両方に行う場合に、「指定管理者に対して」という表現では、代表者に聞くということについては、イメージはありますが、従業員については、先ほど委員がおっしゃられたように、労働条件審査を行ったことで何がどう変わったのかというようなアンケートをする。などとするのか、それとも、従業員に聞くに留めるのか、事務局では、そこまでは考えていなかったもので、イメージを教えてください。

●委員

事業を実際にされている方に直接聞いて、それで裏付けを取るといって大げさですが、実際に従業員の皆さんが、本当にそういうふうに感じられているのかを管理者だけでなく、従業員についても、両方から見たほうがいいのかと思っています。

●事務局

わかりました。現地に行って、直接、話をする中で、聞き取るというようなイメージですね。従業員に対して、書類を配ってアンケートという案では、とりまとめなどがなかなか難しいと思います。

●委員

そうですね。今のご説明からですと、アンケート調査というと、何か投げかけの調査のようになりますので、指定管理者及びその従業員への聞き取り調査などというような形にしておいたほうがいいのかという気はしますね。

もちろん、アンケートという方法もあるかもしれないけれども、指定管理の管理者の言っていることが本当かどうか、聞き取りなどで従業員の裏付けをとることで、今の労働条件審査の効果の検証という趣旨は、達成できますので。

確かにアンケート調査というと、文章からは、何かそのために別の調査をするような感じが出てしまうかもしれません。

●会長

それでは、この3つ目の段落の最後のところに、「指定管理者や従業員」と入れれば良い

ですね。

●委員

そうですね。そこに「従業員への聞き取りなど」を行うことでということですね。

●会長

そうですね。それを入れておくということですね。実際のフォローアップは、行政経営改革課ではなくて、各担当課が行うのですよね。とすると、やはり足並みが乱れるから、担当課としてもある程度きちんと決めておいたほうが、いいですよ。

これはこういう意味ですよと、ちゃんと翌年に聞き取りをやってくださいねということで、それを求めるわけですね。

●事務局

はい。今回の労働条件審査については、今、千葉県社会保険労務士会が、各指定管理者の労働条件審査を文書、現地調査で行いまして、それぞれの指定管理者に対して、その是正を行っていただいているところです。

この後、最終報告をいただくのですが、それ以外の内容として、例えば3年の指定管理者施設であれば、今後、2年目以降については、市の職員がモニタリングという形で確認を行っていく形になるのですが、その簡易的なチェックリストを作成するところまで、今回、委託の中でお願いしています。次年度以降、そのチェックリストをもとに、標準的な作業として、実施していくということを考えているところです。

●会長

課によってばらつきがないようにすると。

●事務局

はい。先ほどお話ありましたように、労働条件審査というのは、どうしても、労働法令が毎年、変わるということもあって、職員が行うのは難しいところです。

担当者の中での話ではありますが、今回、社会保険労務士に労働条件審査をしていただいて、職員ではなかなか難しいねということが出ていたところですので、そのあたりについてチェックリストをつくることで、基準を維持していきたいというふうに思っています。

●会長

では、チェックリストということは加えなくてよいですか。

●事務局

そうですね。具体的に書いていただかなくても、フォローアップのところで、次年度以降、私たちでこういう形で実施しているということをお示しできれば良いかなと思っています。

●会長

内容ですが、下から3行目の「公の」というのが、表現として何かダブリみたいな感じがしますね。「指定管理者による施設の管理運営」が良いのではないかな。もともと、公の

施設を管理しているのだからね。

●事務局

そうすると、表題のところにも同じように、「指定管理者による公の施設」という表現が出てくるのですけれども、こちらのほうも削除で良いですか。

●会長

そうですね。これはいらぬですよ。ダブリですね。

今、たくさん意見が出ましたけれども、他に付け加えるものやこうしたほうが良いのではないかと、というご意見がございましたら。自由に発言してください。

こういうのが進むと、千葉県の各市の中では、一番先進的な指定管理者制度が確立する感じもするかな。

●委員

そうですね。

●会長

白井市に対して、各市町村から見学に来るような感じになればいいですね。

●事務局

労働条件審査については、市では、今回、指定管理者で行っています。市川市は大きな額の契約で先行して行っていました、指定管理者については行っていませんでした。

指定管理者については、流山市が県内で最初に行うこととし、私たちとしては、流山市のものをベースに実施しているところですが、更に進めて、チェックリストをつくることとしています。

近隣市についてですが、白井市の取り組みに関しては、印西市と船橋市から問い合わせなどが何度かあるという状況です。

船橋市は、多分お隣の市川市が契約でやられているところに白井市が行うこととなりましたので、施設の担当課や私たちのような担当課以外の制度を担当する課からも問い合わせがある状態です。

●委員

今回、提言するに当たって、「提言します」という言葉がないので、何を提言しているかというのが、少しわかりにくくなっているのではないかと思います。

もし、フォローアップを徹底することを提言するのであれば、「必要があります」のところを、「提言します」という結びにしておいたほうが、趣旨が活きるかなと思います。

●会長

他はありませんか。

それでは、最初の1行目の見出しのところの「公の」をとるということと、段落3段目のところの最後のところに、指定管理者や従業員にということと、「従業員」を加える。それから、3行下のフォローアップを徹底するよう「提言いたします」ということにして、そ

れから、下から3行目の「公の」をとりたいと。以上でよろしいでしょうか。

●委員

あと1つは、「市長におかれましては」という表現ですが、よく貴職という言葉を使うのですが、市長がいいのか貴職がいいのか、ちょっと私も今、考えているのですが、いかがでしょうか。

●会長

一応、独立した選定審査会ですから、敬意を表してということですね。他の文書や提言ではどうですか。

●事務局

今までは、「市長」としております。

●委員

では、今のままで良いです。

●事務局

はい。

●会長

それでは、議題2につきましても、若干の修正をしたいと思います。以上でよろしいでしょうか。

では、用意された議題2つが終了いたしました。何か事務局からありますか。

●事務局

はい。ご審議いただき大変ありがとうございました。

議題1、議題2に関連して、今後どうするかということについてこれからのスケジュールをご説明させていただきます。

議題1については、今回、皆様に答申いただいた内容について、最後にもう一度確認させていただきまして、市長に答申するとともに、担当課の社会福祉課に答申の結果を通知します。

社会福祉課は、その答申を受けて、市として、障害者支援センターの指定管理者の候補者を決定しまして、12月議会に提案をさせていただきたいと思います。

12月議会において、議会で最終的な白井市障害者支援センターの指定管理者を決定していただくということになっています。

議会で決定された場合は、来年度から、指定管理者として5年間お願いをするという形になります。

また、議題2のこの提言については、最終的な提言の前に、文言等を確認させていただいた後に、市長に提言をさせていただくこととなります。

今回の提言内容については、指定管理者選定審査会から、こういう提言があったので、今後、対応してほしいということを全課に通知したいと思っています。

なお、この提言の対応については、先ほどお話をさせていただきましたが、また、来年度の審査会に実施したこと、対応について、報告させていただければと思っているところです。

事務局からのスケジュールについては、以上となっています。

●会長

指定管理者について、正式通知の前に、ある程度、内々にお伝えすることはあるのですか。それとも、合格したって言わなくても、もうわかっているのですか。

●事務局

これからすぐ決定して、市長に答申をしますので、内々に通知していません。

●会長

時間を置かずにするということですね。

●事務局

担当課については、この間の審査会に出席していますので、もちろんわかっていますが、やはり、どのタイミングでお知らせするというのを定めるのは、なかなか難しいので、答申をすぐに出すということで対応いたします。相手も多分準備の関係もあると思いますので。

●会長

そうですね。早く出したほうが良いですね。事務局で対応ができ次第、お願いします。

●事務局

ただ、本日お伺いしていますので、その感触から問題ないというふうに感じていらっしゃるのかもしれませんが。

●会長

それは、そうですね。では、正式決定を早くお願いします。

それでは、少し、予定より早かったかもしれませんが、審議は、以上をもって終了させていただきます。

それでは、最後に一言ご挨拶させていただきます。

皆さん、3年間、お付き合いいただきまして、どうもありがとうございました。滞りなく任務を果たせたかなと思っています。

これもひとえに各委員の方、先生方のご支援、ご指摘、ご指導の賜物だと感謝しております。どうもありがとうございました。

(拍手)

閉会 午後3時5分